

検査結果報告書

第 17806153 号
平成 29 年 6 月 21 日

依頼者の氏名 愛媛県森林組合連合会 様
所在地 愛媛県松山市中野町甲 139-9
(電話番号) (089)-963-4100

厚生労働省登録検査機関

名称 株式会社 日本食品エコロジ-研究所
食品分析センター
所在地 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 1 番 9 号
TEL (078) 321-2311
FAX (078) 321-3068

平成 29 年 6 月 19 日に依頼がありました試料の検査結果を下記のとおり報告いたします。

記

検体名	伊予市(双海)	
検査項目	検査結果	基準値
セシウム-134	< 1.0 Bq/kg	100 Bq/kg
セシウム-137	< 1.0 Bq/kg	
ヨウ素-131 (参考値※)	< 1.0 Bq/kg	

備考

- ・基準値：食安発 0315 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)
 - ・検査方法：食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性物質の試験法について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長) 及び食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長)
 - ・使用機器：ゲルマニウム半導体検出器
- ※検査方法：「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月付 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

検査結果報告書

第 17806152 号
平成 29 年 6 月 21 日

依頼者の氏名 愛媛県森林組合連合会 様
所在地 愛媛県松山市中野町甲 139-9
(電話番号) (089)-963-4100

厚生労働省登録検査機関

名称 株式会社 日本食品エコロジー研究所
食品分析センター
所在地 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 1 番 9 号
TEL (078) 321-2311
FAX (078) 321-3068

平成 29 年 6 月 19 日に依頼がありました試料の検査結果を下記のとおり報告いたします。

記

検体名	南予(日吉)
-----	--------

検査項目	検査結果	基準値
セシウム-134	< 1.0 Bq/kg	100 Bq/kg
セシウム-137	< 1.0 Bq/kg	

ヨウ素-131 (参考値※)	< 1.0 Bq/kg	
----------------	-------------	--

備考

- ・基準値：食安発 0315 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)
 - ・検査方法：食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性物質の試験法について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)及び食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長)
 - ・使用機器：ゲルマニウム半導体検出器
- ※検査方法：「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月付 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

検査結果報告書

第 17806151 号
平成 29 年 6 月 21 日

依頼者の氏名 愛媛県森林組合連合会 様
所在地 愛媛県松山市中野町甲 139-9
(電話番号) (089)-963-4100

厚生労働省登録検査機関

名称 株式会社 日本食品エコロジー研究所

食品分析センター

所在地 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 1 番 9 号

TEL (078) 321-2311

FAX (078) 321-3068

平成 29 年 6 月 19 日に依頼がありました試料の検査結果を下記のとおり報告いたします。

記

検体名	大洲市
-----	-----

検査項目	検査結果	基準値
セシウム-134	< 1.0 Bq/kg	100 Bq/kg
セシウム-137	< 1.0 Bq/kg	

ヨウ素-131 (参考値※)	< 1.0 Bq/kg	
----------------	-------------	--

備考

- ・基準値：食安発 0315 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)
 - ・検査方法：食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性物質の試験法について」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部長) 及び食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 15 日付 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長)
 - ・使用機器：ゲルマニウム半導体検出器
- ※検査方法：「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月付 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)